

第4 指定施術機関の義務

指定施術機関は、次の項目を守ってください。

1 医療担当義務

- (1) 各区保健福祉センター等から委託を受けた患者について、懇切丁寧にその医療を担当すること。
(生活保護法第50条第1項)
- (2) 指定医療機関医療担当規程に従うこと。

2 施術報酬に関する義務

- (1) 患者に行った施術にかかる報酬は、療養費の支給基準に基づき所定の請求手続きにより請求すること。
- (2) 施術内容及び施術報酬の請求について市長の審査を受けること。
- (3) 市長の行う施術報酬の額の決定に従うこと。

3 指導等に従う義務

- (1) 指定施術機関は、被保護者の施術について、厚生労働大臣又は市長の行う指導に従うこと。
(生活保護法第50条第2項)
- (2) 市長は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定施術機関に対し必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めることができる。
(生活保護法第55条第2項に準用する同法第54条第1項)
- (3) 市長は、当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定施術機関について実地に検査させることができる。(生活保護法第55条第2項に準用する同法第54条第1項)

4 届出の義務

指定施術機関は、生活保護法施行規則第14条及び第15条の規定に基づき、次頁のような変更が生じた場合は、10日以内に届出をしなければなりません。届出は所定の用紙に必要事項を記載し、市長（福祉局保護課）に提出してください。

5 標示の義務

指定施術機関は、患者の見やすい所に標示（縦12.5センチ、横5.5センチの硬質材を用い、その中央に生活保護法指定（医）と標示する。）を掲載してください。（生活保護法施行規則第13条）

[参考] 指定施術機関の申請・届出事項一覧

	指定申請書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届	処分届	添付書類	備考
指定を受けるとき	○							①免許証の写し ②施術所開設届・変更届・出張届のいずれかの写し	<p>※誓約事項の確認が必要</p> <p>※同一施術所内で、施術者が変更となる場合は、廃止届と指定申請書の提出が必要。</p> <p>例) A 施術者⇒B 施術者に変更 A 施術者…廃止届 B 施術者…指定申請書</p> <p>※一人の施術者が複数の施術を行う場合、施術ごとの指定申請書が必要</p> <p>※一人の施術者が複数の施術所で施術を行う場合、それぞれ指定申請書が必要</p>
施術機関が業務を廃止したとき			○					—	<p>※一人の施術者が複数の施術を行っており、いずれも廃止する場合は、施術ごとの廃止届が必要</p> <p>10日以内に届け出ること</p>
<p>施術機関の氏名の変更（名字の変更等）</p> <p>施術所の名称の変更</p> <p>施術所の所在地の変更（移転・転勤等）</p> <p>所属団体の変更 （本市との協定団体の場合のみ）</p> <p>【開設者以外の施術機関】</p> <p>施術機関の大阪市内での住所の変更</p>		○						<p>施術所の名称及び所在地の変更時は施術所開設届・変更届のいずれかの写し</p> <p>※開設者以外の施術機関が大阪市内に転居した場合は、旧住所地で廃止届を提出し、新住所地を管轄する自治体の生活保護業務担当窓口で指定申請手続きが必要</p> <p>10日以内に届け出ること</p>	
業務を休止したとき				○				—	10日以内に届け出ること
休止した施術機関が業務を再開したとき					○			—	10日以内に届け出ること
生活保護法による指定のみを辞退する場合（業務は継続）						○		—	30日以上予告期間を設けること
<p>施術機関が他法による処分を受けたとき</p> <p>※「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条第1項若しくは第11条第2項」「柔道整復師法第8条第1項若しくは第22条」に規定する処分</p>							○		10日以内に届け出ること